

件名	受動喫煙対策とたばこの吸殻のポイ捨てについて
受付日	令和2年1月9日
ご意見・ご提案の概要	<p>全ての路上や公園を禁煙区域化にし、灰皿や喫煙所を撤去したうえで、違反者から罰金を徴収してほしい。</p> <p>また、たばこの吸殻のポイ捨てを禁止し、違反者から罰金を徴収してほしい。</p>
県の考え方	<p>県では令和2年4月から全面施行される改正健康増進法に基づく受動喫煙対策の義務化に向けて、法の規制対象区域外であっても受動喫煙防止に配慮する必要がある旨を周知啓発するとともに、喫煙防止を図る講座や禁煙支援を実施しております。</p> <p>また、たばこの吸殻等の一般廃棄物に関する指導等は市町村が実施しており、県内39市町村でポイ捨てを規制する条例が制定され、うち13市町では罰則規定を設けております（平成30年4月時点）。</p> <p>県では、毎年5月30日には市町村と連携のうえポイ捨て防止の意識を啓発する活動を行っており、引き続き市町村と連携して啓発活動に取り組んでまいります。</p>
担当課	健康福祉部 保健医療課 環境生活部 廃棄物対策課